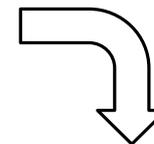
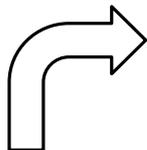


**客観的な根拠(エビデンス)を重視した  
教育政策の推進について  
(案)**

# (全体像)客観的な根拠を重視した教育政策推進に向けた取組

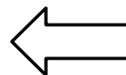
## 教育政策の企画・立案段階(PPLAN)【2参照】

- 全体構造の体系化
  - ・ロジックモデルによる、政策の目標と指標、具体的な施策との関係の体系的整理
- 客観的な根拠に基づく個別施策の立案
  - ・前期計画のフォローアップを踏まえた施策の設定
- 指標設定による客観的な根拠の整理
  - ・「測定指標」及び「参考指標」の設定



## 教育政策の評価・改善(CHECK・ACTION)【4参照】

- 客観的な根拠に基づくフォローアップ構造の構築【4参照】(CHECK)
  - ・教育振興基本計画部会を通じたフォローアップの実施
  - ・計画のフォローアップと政策評価の一体的実施(指標の共有、会議間の連携等)
- (ACTION)
  - ・計画期間内における、より効果的・効率的な施策の実施
  - ・次期計画における、より効果的・効率的な施策の立案



## 教育政策の実施段階(DO)【3参照】

- 客観的な根拠のある施策展開のための実施体制
  - ・客観的な根拠を踏まえた毎年度の施策の実施
  - ・エビデンスに基づく政策立案・実行ができる職員の育成
  - ・地方公共団体等の取組状況把握・意見交換も踏まえた適切な施策の遂行

## 客観的な根拠を重視したPDCAを支える基盤【5参照】

- EBPM推進体制構築(文科省内・国立教育政策研究所の体制構築)
- 総合的・多角的な情報分析に基づく政策立案等のための基盤づくり(検討事項)
  - ・総合的・多角的な分析を可能とするための情報収集等に関するガイドライン策定
  - ・調査内容・方法の抜本改善
  - ・研究者との連携強化
- データの集約・提供体制等に関する改革の推進(検討事項)
  - ・データの集約
  - ・データ提供窓口一本化
  - ・データ二次利用手続き簡素化
  - ・データの電子化の推進(国・各地域)

1. 教育政策における「客観的な根拠」の重要性
2. 教育政策の企画・立案段階での対応 (PLAN段階)
3. 教育政策の実施段階での対応 (DO段階)
4. 教育政策の評価・改善のための対応  
(CHECK, ACTION段階)
5. 客観的な根拠を重視したPDCAを支える基盤

# 1. 教育政策における「客観的な根拠」の重要性

- 今後、より効果的・効率的な教育政策の企画立案等を行っていく観点や、国民への説明責任を果たしていく観点から、**客観的な根拠を重視した行政運営に取り組んでいくことが必要**である。
- その際、教育政策には、他の政策分野と比較して、成果が判明するまで長い時間を要するものが多いこと、成果に対して家庭環境など他の要因が強く影響している場合が多く、政策と成果との因果関係の証明が難しいものが多いことなどの特性を踏まえれば、**数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面**（児童生徒の課題、保護者・地域の意向、事例分析、昨年度の実績等）**についても可能な限り情報を収集・分析し、あるべき教育政策を総合的・多角的に判断して、企画立案等を進めていくことで、PDCAサイクルを構築していく必要がある。**

## 2. 教育政策の企画・立案段階での対応（PLAN段階）

### （1）全体構造の体系化

第2期教育振興基本計画のフォローアップを通じて明らかになった課題等を踏まえつつ、政策の目標と具体的な施策を総合的かつ体系的に示すため、第3期計画中の「今後の教育政策に関する基本的な方針」ごとに、①今後5年間の教育政策の目標、②目標の進捗状況を把握するための代表的な「測定指標」及び「参考指標」、③目標を実現するために必要となる「施策群」を提示し、**①から③の関係をロジックモデルの活用により整理するとともに、次期計画に向けて、教育を取り巻く課題や、政策効果の分析結果等を踏まえ、全体構造のより良い整理について検討する。**

## 2. 教育政策の企画・立案段階での対応(PLAN段階)(続き)

### (2) 客観的な根拠に基づく個別施策の立案

- 3期計画に向けた審議では、2期計画のフォローアップを通じて明らかになった課題等を踏まえつつ、個別施策を設定。
- 次期計画の改善につなげるため、計画策定後のフォローアップにおいて、指標等の検証による、成果や課題の分析とともに、代表的な施策の効果に関する客観的な根拠(ロジックモデルで結んだ線の確からしさ)の検証などを行う。

### (3) 指標設定による客観的な根拠の整理

- 第2期教育振興基本計画のフォローアップを通じて明らかになった課題等を踏まえつつ、3期計画では、「今後の教育政策に関する基本的な方針」ごとに、**教育政策の目標の進捗状況を把握するための「測定指標」及び「参考指標」を策定。**
- 3期計画期間中に、目指すべき目標をよりよく表す指標の在り方についてさらに検討し、4期計画につなげる。

#### [指標設定における留意点]

- 指標の設定に当たっては、以下の点に留意する必要がある。
  - ・ 目標が教育を受ける者の状態に関するものであるか、条件整備に関するものであるかという性格の違いにより、**アウトカム指標か否かの位置づけに違い**が出ること
  - ・ 各指標によって目標の達成状況を測ることができる程度は異なるとともに、数値で測定可能なもののみを指標としているため、**指標のみをもって目標の達成状況に係る全ての要因を評価することは困難**であること
- 計画の実施状況のフォローアップに当たっては、指標が、課題の抽出、施策への反映により、状態の改善、展開を図るためのきっかけとなるものであることも踏まえ、当該指標の推移に加え、必ずしも数値化されない情報も含め、**多角的な評価**を行うことが重要である。
- 指標の設定・施策の展開に当たっては、指標の数値の達成が**自己目的化され、本来の目指すべき状態とのかい離や、望まざる結果を招かないようにする必要がある。**

### 3. 教育政策の実施段階での対応(DO段階)

#### ◆客観的な根拠のある施策展開のための実施体制構築

##### ① 客観的な根拠を踏まえた毎年度の施策の実施

- 第3期計画中の各施策について、毎年の教育振興基本計画部会におけるフォローアップや政策評価の結果、各種調査結果等を踏まえ、必要な改善を図りつつ、総合的・体系的な観点から着実に実施

##### ② 行政職員の育成

客観的な根拠のある施策展開のための実施体制を構築するため、数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面も踏まえ、現場感覚を持って問題意識や政策ニーズを調査研究へ反映し、企画立案等を行える行政職員を育成。

##### ○ エビデンスに基づく政策立案ができる職員の育成

→ 必要なスキルは、以下を想定

- ・客観的な根拠(調査、統計、資料)の収集、加工等の方法
- ・政策立案(立案段階から、効果を客観的に把握する方法についても検討する)、検証の方法
- ・多様な分析の視点(教育学、社会学、心理学、労働経済学等)

→ 国等が行う講習会や、放送大学の活用

→ 地方公共団体や教育現場との人事交流や、地方公共団体等における研修の機会の提供、現場感覚のある職員との交流等を通じた現場感覚の蓄積

##### ③ 国と地方公共団体等とで情報交換・意見交換を進め、客観的な根拠ある施策を推進

- 地方公共団体等における先進事例や、第3期計画において示した客観的な根拠に基づく教育政策の展開の考え方等について、意見交換・情報交換を行い、客観的な根拠のある施策を推進。

## 4. 教育政策の評価・改善のための対応(CHECK, ACTION段階)

### ◆客観的な根拠に基づくフォローアップ構造の構築

(CHECK段階)

- 3期計画期間中に教育振興基本計画部会を通じて、目標の進捗状況を指標の測定等により検証、評価する。
- 3期計画フォローアップと政策評価の一体的実施
  - ・ 政策評価における目標測定のための指標と、3期計画の指標との整合性を取る。
  - ・ 「政策評価に関する有識者会議」と「教育振興基本計画部会」との連携を図る。

(ACTION段階)

- 教育振興基本計画部会による計画のフォローアップや政策評価結果を踏まえ、
  - ①計画期間内におけるより効果的・効率的な施策の実施に生かすとともに、
  - ②次期計画におけるより効果的・効率的な施策の立案に生かすことで、検証改善サイクルの確立を図る。

# 5. 客観的な根拠を重視したPDCAを支える基盤

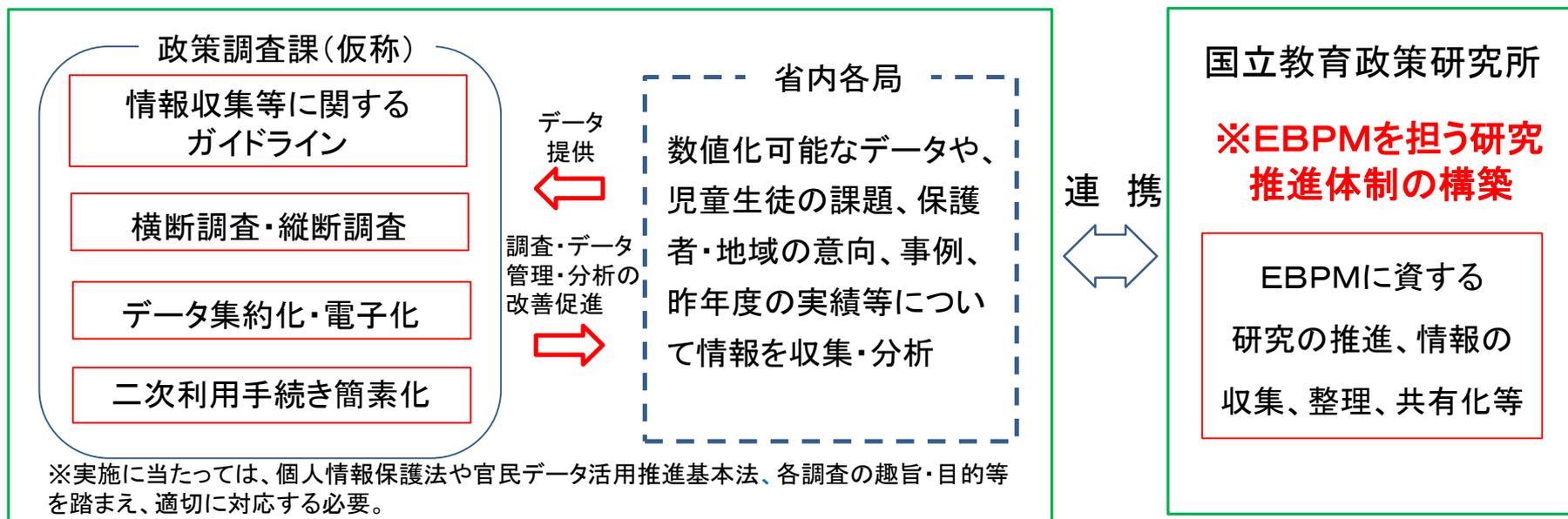
◆ EBPM推進体制構築、統計改革、総合的・多角的な情報分析のための基盤づくりの推進(イメージ)

EBPM: Evidence Based Policy Making

文部科学省

※総合教育政策局(仮称)を中心に、EBPM推進、客観的な根拠に基づく政策ビジョン形成のための体制の構築

※総合的なエビデンス構築に向けた統計改革等の実施による文部科学省の調査研究・分析力の強化



※実施に当たっては、個人情報保護法や官民データ活用推進基本法、各調査の趣旨・目的等を踏まえ、適切に対応する必要。

データの二次利用促進(地方公共団体、大学、シンクタンク等)

教育政策の改善・充実に活用できる分析結果の増加

連携

研究機関

(統計学的手法を活用した分析等)

## 5. 客観的な根拠を重視したPDCAを支える基盤[続き]

### ◆ EBPM推進体制構築 <文科省内・国立教育政策研究所の体制構築>

#### ① 文部科学省におけるEBPM推進体制の構築

○文部科学省に、EBPMの推進等を担う組織を新設

→数値化できるデータ・調査結果のみならず、数値化が難しい側面(児童生徒の課題、保護者・地域の意向、事例分析、昨年度の実績等)についても可能な限り情報を収集・分析し、あるべき教育政策を総合的・多角的に判断して、客観的な根拠に基づく政策ビジョンを形成する等、EBPMを推進する。

#### ② 国立教育政策研究所におけるEBPMを担う研究体制の構築

○国立教育政策研究所に、客観的な根拠に基づく政策に資する研究を推進する体制の整備を検討

→文部科学省と連携し、教育政策の企画立案に資する研究情報を収集、整理、共有化、適切な分析方法を検討・実施。

## 5. 客観的な根拠を重視したPDCAを支える基盤[続き]

### ◆ 総合的・多角的な情報分析に基づく政策立案等のための基盤づくり

#### 【検討事項】

#### ① 総合的・多角的な分析を可能とするための情報収集等に関するガイドライン策定

- 数値化の難しい情報の分析や、情報間の相互の連結、調査結果と学校情報とのリンクなど、総合的・多角的な分析のためのルール作りを進め、省内ガイドラインを整備  
(内容例) 現場に対する理解を深めるための総合的・多角的な情報分析の視点  
(内容例) 複数の調査を連結した分析ができる仕組み

#### ② 調査・内容方法の抜本改善

- 量的調査に加え、質的調査(インタビュー調査、文献調査)等の充実
- 横断調査に加え、縦断調査・経年調査を実施  
※外部の機関の活用も含め、調査に応じ適切な方法を検討して実施

#### ③ 研究者との連携強化

- 統計学的手法を活用した分野も含め、多様な分野の研究者との連携の強化
- 本省各局や国立教育政策研究所に専門家を配置
- 上記専門家やその他の外部の専門家との連携により政策企画立案を進める連携体制を構築  
(ニーズに応じて助言・議論を行うアドバイザーボードの設置)

※実施に当たっては、個人情報保護法や官民データ活用推進基本法、各調査の趣旨・目的等を踏まえ、適切に対応する必要。

## 5. 客観的な根拠を重視したPDCAを支える基盤[続き]

### ◆ データの集約・提供体制等に関する改革の推進

#### 【検討事項】

#### ① データの集約

- 文科省の教育関係部局、国立教育政策研究所、国会図書館文科省支部等の保有する各種調査・研究に関するそれぞれのデータを集約
- 外部のデータアーカイブとの連携

#### ② データ提供窓口一本化

- 外部からの問い合わせ、提供依頼の対応窓口を設置

#### ③ データ二次利用手続き簡素化

- 文科省の調査研究データに関し、**データの種類に応じた貸与手続きに関するガイドラインを整備**

#### ④ データの電子化の推進

- 省内の各種調査等のデータの電子化の推進、統合型校務支援システムの導入促進等を通じ、各地域におけるデータの電子化の促進

# 参 考

# 【参考】有識者ヒアリング概要

## ○第3期教育振興基本計画の検証改善サイクルについて

- ・フォローアップの際、ロジックモデルでつないだ施策群と目標が実際に有効につながっているかどうか、分かりやすい項目をピックアップして調査研究等を通じて検証することが必要ではないか。
- ・3期計画の指標において、現状のデータ把握状況から信頼性の高くない指標については今後開発していくべき。国研において、大学等と協力しつつ、指標の開発や、データ分析、諸外国の研究のリサーチなどに取り組む専門的な部門を置いてはどうか。
- ・数値は政策を決めるエビデンスの1つであり、事例も重要なエビデンスである。

## ○データ・情報の体系的な整備について

- ・文科省として把握しているデータを整理し、可能な限り情報は一元化して、データが散逸しないようにすべき。省内だけではなく、関係省庁・独法や民間・団体でどのような調査があるか全体像を把握できる取組（世の中の教育調査リスト）までもっていきけるとよい。東大社研のアーカイブを活用することも一つの方法。
- ・様々な行政データを紐付けて総合的に分析していく取組が必要。最終的にはマイナンバーを基にデータを管理できればよいが、ハードルは非常に高い。学校の調査番号を統一して公開し、各種調査で使ってもらうことでもかなり情報の整備が進むのではないか。
- ・統計情報の英語での公表を進めるべき。
- ・部分的にでも、各自治体の様々なデータを共有していくことができないか。その際、個人情報の取扱いの問題や、同意の取り方、データの互換性など、クリアすべき課題を明確化していく必要。
- ・政策効果に関する研究を集約し、エビデンスレベルの分析などの結果をデータベースにするような取組を国研のような組織で進めてはどうか。
- ・海外の研究成果なども含め、様々な研究やデータをまとめて、各教育委員会、校長、先生たちが自分の学校を改善するためのヒントを得られるようなウェブサイトを作るなどして情報を集めておくことが重要。

## ○今後補強していくことが求められるデータについて

- ・個人を追跡して調査する調査など、経年調査を強化する必要。
- ・高専や専門学校も含め、卒業後の状況の分析に関するデータが不十分である。
- ・政策データや費用に関するデータが蓄積されていない。
- ・どのようなデータ、研究が政策推進に必要なのか明確にし、長期的に取り組んでいくことが求められる。

# 【参考】有識者ヒアリング概要(続き)

## ○実証的な研究の充実について

- ・ 調査において、調査票の設計段階から研究者にアドバイスをもらう取組や、事業の最初から研究者が関わり、評価に必要なデータを収集し、分析する取組が重要。グッドプラクティスを支援することも大切だが、効果を比較できるような仕組みがプロジェクトに組み込まれていない。
- ・ 先進的な自治体の取組を各地に広げていくことが重要。
- ・ 各学校の取組や、指導要録、成績表など、紙ベースのデータが多いことも今後の検討課題の一つ。

## ○人材育成について

- ・ 調査に関する基礎的な知識等をセミナーで短期的に学ぶこと、大学の講座で一定期間学ぶことの両面で取り組む必要。
- ・ 外部から何らかのエビデンスが示された場合に、違う解釈ができるのではないかと、一部分だけを切り取ったものではないかといった観点から反論できるように考えられる力が求められる。
- ・ 効果分析には、手上げ方式ではなく、似ている学校をランダムに抽出するなどの基礎知識について共有することや、特定の教育介入を特定のグループに実施するという倫理的課題への対応方法など、教育政策研究の方法論を共有することも必要。
- ・ 目の前の子供を育てるプロとしての教員、地域全体をマネージするプロとしての行政官、分析のプロとしての研究者といった役割分担が重要。
- ・ 研究者と政策担当者等から成るネットワークやコミュニティが構築できるとよいのではないかと。
- ・ 若手で大学院を出てデータの分析が得意な研究者には、子供や先生がどういうものかという現場感覚を身に付けてほしい。そうでなければデータの解釈や重要なデータの取り方が現実とずれてしまう。
- ・ 職員を教育する以外に、博士号を持つ学生を採用する方法も考えられる。

# 文部科学省が実施する統計調査一覧

No.	調査名	周期	目的
1	学校基本調査 (基幹統計調査)	1年 全数	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得る。
2	学校保健統計調査 (基幹統計調査)	1年 抽出	児童、生徒及び幼児の発育及び健康状態を明らかにし、学校保健行政上の基礎資料を得る。
3	学校教員統計調査 (基幹統計調査)	3年 一部 抽出	学校の教員構成、教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を調査し、教員に関する諸施策の検討・立案のための基礎資料を得る。
4	社会教育調査 (基幹統計調査)	3年 全数	社会教育に関する基本的事項を調査し、社会教育行政上の基礎資料を得る。
5	地方教育費調査 (一般統計調査)	1年 全数	学校教育、社会教育及び教育行政のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の実態を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得る。
	教育行政調査 (一般統計調査)	2年 全数	
6	子供の学習費調査 (一般統計調査)	2年 抽出	保護者が子供の学校教育及び学校外活動のために支出した経費の実態をとらえ、教育費に関する国の施策を検討・立案するための基礎資料を得る。
7	21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児) (一般統計調査)	年2回 全数	21世紀の初年に出生した子供の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、子供や若者を取り巻く環境が、その後の進路選択等に与える影響を明らかにし、教育及び就業に関する国の諸施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得る。
8	学校における教育の情報化等の 実態に関する調査 (一般統計調査)	1年 全数	学校教育及び教育行政のために地方公共団体において整備された教育用情報機器及びソフトウェアのほか、学校のインターネット接続環境、教員の情報活用能力の実態等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得る。
9	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査 (一般統計調査)	1年 全数	児童、生徒の問題行動等について全国の状況を調査・分析することにより、今後の指導の充実に資する。
10	高等学校卒業(予定)者の就職 (内定)状況に関する調査 (一般統計調査)	年3回 全数	高等学校卒業予定者の就職内定状況調査することにより、高等学校における進路指導の状況を把握するとともに、適切な進路指導を推進するための基礎資料を得る。
11	大学・短期大学・高等専門学校におけるイ ンターンシップ実施状況等調査(一般統計 調査)	1年 全数	大学等のインターンシップ実施に関する各種データを収集することで、インターンシップの推進に関する施策の企画・立案等を行うことを目的とする。

No.	調 査 名	周期	目 的
12	大学，短期大学，高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査（一般統計調査）	年4回抽出	大学，短期大学，高等専門学校及び専修学校卒業予定の学生・生徒について就職内定状況を把握し，就職問題に適切に対処するための参考資料を得る。
13	民間企業の研究活動に関する調査（一般統計調査）	1年全数	民間企業の研究活動の動向を把握，分析することにより，科学技術政策の立案，推進に資する。
14	全国イノベーション調査（一般統計調査）	不定期抽出	民間企業のイノベーション活動の状態や動向を把握し，科学技術・イノベーション政策の立案・推進に必要な基礎資料を得る。
15	大学等におけるフルタイム換算データに関する調査（一般統計調査）	5年抽出	我が国の高等教育部門に関する研究開発統計データを国際的な基準に換算する係数の見直し等を行う。
16	学術情報基盤実態調査（一般統計調査）	1年全数	大学図書館の実情を具体的に把握し，将来における関係諸施策推進に関する基礎資料とする
17	体力・運動能力調査（一般統計調査）	1年抽出	国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに，体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得る。
18	体育・スポーツ施設現況調査（一般統計調査）	6年全数	我が国における体育・スポーツ施設の設置状況や学校体育施設の開放状況等の実態を調査し今後の体育・スポーツ施設の整備計画策定等，スポーツ振興施策の企画，立案に必要な基礎資料を得る。
19	学校給食実施状況等調査（一般統計調査）	1年全数	学校給食の充実に資するため，わが国における学校給食の実施状況，学校給食関係職員（学校栄養職員及び学校給食調理員）の配置状況，米飯給食の実施状況等を明らかにし，今後の学校給食及び食に関する教育の充実に資するための施策の企画・立案に必要な基礎データを得る。
20	学校給食栄養報告（一般統計調査）	1年抽出	学校給食における栄養内容等の実態を把握して食事内容の充実向上を図る。
21	宗教統計調査（一般統計調査）	1年全数	宗教法人数等について調査し，宗務行政上の基礎資料を得る。
22	宗教法人が行う事業に関する調査（一般統計調査）	不定期抽出	宗教法人が行う公益事業又は公益事業以外の事業の実施，管理・運営状況を調査し，これらが宗教活動とどのような関わりがあるのか等について把握し，公益法人としての宗教法人の今後の在り方についての指針を得る。

(注) 基幹統計調査とは統計法第9条に基づく統計調査であり，一般統計調査とは同法第19条に基づく統計調査である。

※ 上記統計調査以外に約30の業務統計がある。